

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称	大 阪 府 西 成 警 察 署 協 議 会	
開催日時	令和5年2月10日(金) 午後2時00分から 午後3時00分までの間	
開催場所	大阪府西成警察署 7階柔道場	
出席者	委 員	藤田会長 稲田副会長 朝田委員 赤木委員 難波委員 吉見委員 佐古委員 一ノ瀬委員 甲斐田委員 若林委員
	警 察	署長 副署長 総務課長 留置管理課長 会計課長 生活安全課長 地域課長 刑事課長 交通課長 警備課長 防犯コーナー室長 直轄警察隊長 広聴相談係長2名
議 事 概 要	<p>1 会長あいさつ</p> <p>お忙しい中、本日の警察署協議会に御参加いただき、ありがとうございます。</p> <p>コロナだけではなくインフルエンザも流行しているようですが、今年度3回目の警察署協議会を開くことができました。</p> <p>今回もこれまでと同じく、より活発な意見交換を行い、より良い西成区のまちづくりに繋がりたいと思っています。</p> <p>2 署長あいさつ</p> <p>委員の皆様方には、毎回、案件を提議していただき、ありがとうございます。</p> <p>この2年ほど、コロナ禍により警察署協議会の開催がなかなかできませんでしたが、今年度は無事に3回開催することができ、本当に良かったと思っています。</p> <p>本日は、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>3 業務報告</p> <p>総務課 ～ サイバーセキュリティ月間について</p> <p>4 議事</p> <p>(1) 貧困ビジネスの現状について</p> <p>【委員】</p>	

生活保護者を不正に囲い、生活保護費を不正に搾取する業者があると聞きましたが、現状と対策について教えてください。

【警察】

議題の件については、不正に福祉アパート等に住ませる貧困ビジネスの「囲い込み」という形態だと思います。

西成区内においては、2013年に不動産会社が生活保護費を家賃保証名目で搾取し、詐欺で検挙した件があり、その後、全国的に警察による取締りが強化されていますが、貧困ビジネスは形を変えながら潜在化している状況と思われます。

情報等がありましたら、その都度適切に対応していきますので、これからも御協力と御理解をお願いします。

(2) 薬物事犯の現状について

【委員】

薬物事犯は減ったと聞きましたが、現状を教えてください。

【警察】

薬物事犯の検挙人員は年々減少しており、その結果をもって薬物事犯が減ったと受け止めたいところですが、薬物売買がネットやSNSを利用する等、巧妙、潜在化しているおそれもあり、油断はできません。

また、薬物事犯の中でも、大麻に関する検挙人員は、若年層を中心に年々増加しており、引き続き、薬物事犯の徹底した検挙活動と、撲滅に向けた広報活動等を行っていきます。

(3) 詐欺事件の現状について

【委員】

西成区内において詐欺が増えていると聞きましたが、現状を教えてください。

【警察】

百貨店騙りの詐欺や還付金詐欺等の特殊詐欺にあっては、依然として発生が続いています。

アポ電を認知した際には、地域警察官がコンビニ等のATM警戒を行うとともに、安まちアプリを通じて広報を行い、注意喚起を図っているところであり、アポ電を受けた時点で看破に至るケースも少なくありません。

引き続き、検挙、抑止活動を行っていきます。

(4) 自転車が従う信号について

【委員】

自転車は車用信号と歩行者用信号のどちらに従うべきですか。

【警察】

自転車は車道の左側通行が原則であり、歩道通行は例外です。

車道通行時は車道の信号を、例外的に歩道通行時は歩道の信号に従ってください。

ただし、「歩行者・自転車専用信号機」が設置されている場合は、車道通行時でも「歩行者・自転車専用信号機」に従ってください。

(5) 自転車の走行マナー向上について

【委員】

西成区内において、子供だけでなく大人の自転車の走行マナーが悪く感じますが、対策について教えてください。

【警察】

自転車の走行マナー向上は、交通事故抑止を図る上で重要な課題となっており、府警全体で対策に励んでいるところです。

当署でも、「自転車の交差点とその周辺での交通マナーの向上」を交通事故抑止対策の各種取組の中で最も重要な取組として取り組んでいるところであり、違反取締活動を強化しています。

また、交通ボランティアや区役所等と協働して、キャンペーン活動やあらゆる広報媒体を活用して広報啓発活動に取り組んでおり、新たな取組として、当署のホームページに自転車の通行方法に関するページを作成し、順次、更新することとしています。

(6) 違法駐車取締要望について

【委員】

花園北一丁目付近の路上によく違法駐車を見掛けるので取り締まってください。

【警察】

現場を確認したところ、常習の駐車車両数台を認めたことから、取締りを行った結果、付近における駐車はなくなりました。